

報告第 14 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の
一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

国の保育所等整備交付金交付要綱の一部改正に伴い改正
したため報告する。

小城市告示第 70 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱(平成 28 年小城市告示第 120 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 29 年度(平成 28 年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱(平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省発雇児 0331 第 7 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)」を「保育所等整備交付金交付要綱(平成 30 年 5 月 8 日付け厚生労働省発子 0508 第 1 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱(平成28年小城市告示第120号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成29年4月1日 告示第52号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、<u>平成29年度(平成28年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱(平成29年3月31日付け厚生労働省発雇児0331第7号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)</u>第4に掲げる施設をいう。</p>	<p>○小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 告示第 号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、<u>保育所等整備交付金交付要綱(平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)</u>第4に掲げる施設をいう。</p>